

前橋市監査委員公表第30号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年3月13日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

市民部定期監査結果に係る措置通知書

措置日 平成31年2月18日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：生活課】</p> <p>1 補助金等交付事務について（要望事項） 自治会連合会交付金の交付要項において、交付の対象となる事業及び経費の記載が明確になっているとは言い難い状況であった。 補助金等交付事務についての財政課通知による補助金等の見直し基準に照らして、交付要項の記載内容が妥当であるかを検証し、交付要項の見直しを検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：市民課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 予定価格について 住基ネット中間サーバー(CSコネクタ)業務、住民基本台帳システム改修業務(コンビニ交付連携)において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。 契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 契約書の記載事項について 斎場火葬炉保守管理及び運転管理業務の契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。また、レジスター賃貸借及び保守点検業務の契約書においても、委託業務が完了した旨の報告義務及び検査に関することを記載していなかった。 契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(3) 請書の徴取について 参考図書を購入において、総額10万円を超える購入を行っていたが、物品売買請書を徴取していなかった。 契約規則にのっとり適正な事務処理を行</p>	<p>自治会連合会交付金については、過去の経緯を踏まえ、市に代わって多くの事務を担っている自治会長の社会参加費的な位置づけも含めて交付を行ってきている。 財政課通知の基準に照らして検討されたいとの要望については、現在の自治会長との良好な関係を確保するとともに、社会参加費の考え方も時代とともに見直されてきた時代背景も踏まえ、自治会連合会と協議を行いながら、連合会活動や市の依頼事項などの見直しを含め検討していくこととした。</p> <p>予定価格調書の保管については、契約規則等にのっとり封筒に入れ、秘密の保持に務めるよう改善した。</p> <p>斎場火葬炉保守管理及び運転管理業務については、契約規則にのっとり契約保証金に関する事項を来年度から契約書に記載するよう改善することとした。保守点検業務については、契約書に報告義務及び検査に関することを記載するよう来年度から改善することとした。</p> <p>総額10万円を超える参考図書を購入については、契約規則にのっとり物品売買請書を徴取するよう改善することとした。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>うよう改善されたい。</p> <p>2 財産管理事務について（指摘事項） 切手及びはがきの管理において、受払簿は作成されていたが、定期的に物品管理者による枚数の確認を行っていなかった。また、はがきについては、受払簿を金種別に作成しておらず、10月以降受払簿と現物の照合を行っていなかった。 切手等は金券であり、換金性も高く、厳密な事務処理を行う必要があることから、適正な管理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：大胡支所】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） (1) 長期継続契約の契約事務について 大胡支所清掃業務等において、長期継続契約であるにもかかわらず単年度契約の際の事務処理手順にのっとり事務処理を行っていた。そのため、決裁を受けるべき事項の起案への記載漏れがあり、また、作成した契約書に長期継続契約である旨の記載や契約締結年度の翌年度以降における予算の減額又は削除があった場合の解除権について記載していなかった。 適正な契約事務の遂行、処理を行うよう改善されたい。 (2) 委託金額の記載について 電子複写機（モノクロ）の賃貸借及び保守点検業務において、仕様書で見積項目を指定しているが、その項目と予定価格調書の金額積算項目が異なっていた。また、見積者から提出された見積書には予定価格調書の金額積算項目が全て記載されていたものの、請書の委託金額欄に記載されていない項目（単価）があった。 契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 財産管理事務について（指摘事項） 大胡支所建物の一部の目的外使用許可において、財務規則で規定する許可書に記載しなければならない事項のうち、使用料が記載されていないものがあった。また、同許可における行政財産使用料の額の算定において、営利を目的としないとして一部減免を行っている</p>	<p>切手及びはがきの管理については、改めて受払簿と在庫数の確認を行い、定期的に物品管理者に報告するよう改善した。</p> <p>長期継続契約である大胡支所清掃業務等において、契約書に長期継続契約である旨の記載や契約締結年度の翌年度以降における予算の減額又は削除があった場合の解除権について記載していなかったため、変更契約を行い、長期継続契約に係る契約事務運用指針にのっとり適正な事務処理を行うよう改善した。</p> <p>契約事務については、契約規則にのっとり適正な事務処理を行うこととし、来年度から改善することを決定した。</p> <p>行政財産の目的外使用許可については、財務規則、行政財産使用料条例にのっとり適正な事務処理を行うよう改善し、既に納入された使用料の一部については、還付することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>るにもかかわらず、使用料は営利利用として算定していた。</p> <p>財務規則、行政財産使用料条例にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>3 補助金審査資料の作成指導と補助金等交付事務について（要望事項）</p> <p>大胡祇園まつり補助金に係る交付手続きにおいて、交付申請書の収支予算書に補助金の充当先が明記されておらず、また、実績報告書に添付された収支決算書に記載の支出内訳のみでは、各支出が補助対象経費へ充当されているかを判断するには不十分であり、補助金交付及び確定事務の正確性に疑義が生じている状況であった。</p> <p>また、補助金を一義的に充当し、不足分について自主財源等の収入を充当した結果、余剰金が発生し、翌年度に多額の繰越金を繰り越していた。</p> <p>補助事業者に対して、適正かつ明確な交付申請書及び実績報告書を作成するよう指導するとともに、市補助金の余剰部分と判断できるものについては相手方と協議し、より適切な補助金等交付事務を執行するよう努められたい。</p> <p>【監査対象所属：宮城支所】</p> <p>1 補助金等交付事務について（要望事項）</p> <p>宮城地区納涼祭実行委員会に対する補助金交付事務において、交付申請時に協力金を充当するとしていた項目について、実績報告書に添付された収支決算書では、補助金を充当している状況が見受けられた。その結果として、余剰金が発生し、翌年度に多額の繰越金を繰り越していた。</p> <p>補助金額の確定にあたっては、実績報告書の審査段階で、補助金が適切に充当活用されていることを確認し、自主財源等の収入も確保できていることから、補助金の余剰部分と判断できるものについては相手方と協議するなど、より適切な補助金等交付事務を執行するよう努められたい。</p>	<p>補助金審査資料の作成指導と補助金等交付事務については、補助事業者に対して、適正かつ明確な交付申請書及び実績報告書を作成するよう指導するとともに、市補助金の余剰部分と判断できるものについては相手方と協議し、より適切な補助金等交付事務を執行することとして、来年度から改善することを決定した。</p> <p>補助金等交付事務については、補助事業者に対して、適正かつ明確な交付申請書及び実績報告書を作成するよう指導するとともに、市補助金の余剰部分と判断できるものについては相手方と協議し、より適切な補助金等交付事務を執行することとして、来年度から改善することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：粕川支所】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 粕川支所自動ドア保守点検業務において、契約規則第13条第1項では指名競争入札に参加させようとする者を3者以上指名するものと規定しているが、特別な事情もなく指名競争入札の選定業者を2者として入札を実施していた。 契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 財産管理事務について（指摘事項） 粕川支所駐車場の目的外使用許可において、粕川支所の駐車場の使用に関する要領に基づいて当該事務を行っているが、公有財産管理者は市長であるにもかかわらず、粕川支所長あてに使用許可申請書を提出させ、粕川支所長名で使用許可書を交付していた。また、使用許可書において、相手方の住所、使用料の納入方法及び納入期限が記載されていなかった。 目的外使用許可については公共の見地から行うとともに、財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：富士見支所】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 電子複写機賃貸借業務、富士見支所複写機保守使用料業務において、過去の実例価格から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。 契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 予算執行事務について（指摘事項） 富士見産業祭実行委員会が開催した委員会及び反省会の参加に係る支出負担行為において、所要経費の確認が不適正なものがあった。 不適正な支出負担行為に基づく額は戻入するとともに、財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>指名競争入札の選定業者については、今後の事務契約に際し特別な事情がある場合を除き、契約規則にのっとり指名業者数を確保するよう改善することを決定した。</p> <p>平成29年2月2日設置、同年3月17日施行の「前橋市粕川支所の駐車場の使用に関する要領」については、平成31年3月31日をもって廃止することとし、同年4月1日以降について、目的外使用の申請があった場合は、地方自治法第238条の4及び前橋市財務規則第194条の規定に基づき、市庁舎等の目的外使用許可の事務処理を行うよう改善することを決定した。</p> <p>契約規則及び役務等業務マニュアルにのっとり予定価格を定めるよう、来年度から改善することを決定した。</p> <p>不適正な支出負担行為に基づく額は戻入することとし、法令・条例・規則等にのっとり適正な事務処理が行えるよう、来年度から改善することを決定した。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>【監査対象部局：市民部】</p> <p>1 補助金等交付事務について（要望事項）</p> <p>生活課及び大胡、宮城、粕川、富士見の各4支所で交付している、地域対策事業補助金において、各4地区と、市町村合併以前の旧市域それぞれで交付要項を制定し同補助金を交付しているが、補助金額に差があり、また、実際の運用で、補助金の交付の対象となる事業内容が異なっている状況が見受けられた。</p> <p>市町村合併から相当な期間を経過していることから、同補助金について、市全体で公平な取り扱いとなるよう見直しを検討されたい。</p>	<p>地域対策事業補助金については、合併地区の緊急的な地域課題を解決し、合併後の均衡ある地域づくりを推進するために創設された経緯を踏まえ、毎年度内容を精査し運用を行ってきたが、今後は、合併後の期間も考慮し、補助金額や交付対象を検討していくこととした。</p>